

「災害時地域内井戸共有協定」締結モデルの普及計画（案）

1 概要

市がモデルとなる協定書・運用ルールひな型を作成し、各自治区・自主防災会が独自に井戸保有者と協定を締結する仕組みを普及させる。市は必要な支援・助言をおこなう。

2 実施ステップ

(1) 協定書等ひな型案の作成及び補助金制度案の策定

「災害時地域内井戸の共有に関する協定書（ひな型）」「井戸水使用ルール（ひな型）」を市が作成する。あわせて、協定を促進するための補助金制度案を策定する。

担当：市（消防防災課）

(2) 説明、意見収集

自治区長・自主防災会長への R 8 防災事業説明会や防災アンケートを通じて普及制度案に対する意見を収集する。

担当：市（消防防災課）

(3) 予算の確保

R 9 防災減災事業の全庁的検討において承認受け、予算要求する。

担当：市（消防防災課）

(4) 制度説明・施行（制度設立が前提）

R 9 防災アンケート（5 月）、防災事業説明会（6 月）等において制度説明するとともに、広報しもつま、市の HP 等により制度を周知する。

担当：市（消防防災課）

(5) 各地域での協定締結等

自治区長・自主防災会長等が地区内の井戸保有者に働きかけ、協定を締結して頂く。

市に対して協定締結後の補助金の申請を行って頂く。（制度設立が前提）

担当：自治区・自主防災会

(6) 地区内での周知

協定締結した井戸の場所・井戸水使用ルールを地区内で回覧・掲示板等で周知する。

担当：自治区・自主防災会

(7) 定期確認・給水訓練

年 1 回程度、井戸の状態確認・水質確認を自治区・自主防災会の活動として実施する。

給水訓練を実施して、井戸水使用ルールを確認し、必要に応じて修正する。

担当：自治区・自主防災会

3 活用できる既存の仕組み

(1) 自主防災組織の設立・資機材補助制度を活用し、手動ポンプ・運搬バケツ等の資機材整備費用に充当する。（1/2 補助、限度額 10 万円）

(2) 自主防災組織の活動補助金制度を活用し、給水訓練を実施する際に使用する水囊、備蓄啓発品の費用に充当する。（全額補助、限度額 2 万又は 3 万円）

4 スケジュール（案）

R 8. 5 月 防災アンケートに、「災害時地域内井戸の共有について」の意見を収集する。

R 8. 6 月 防災事業説明会においても、同様の意見を収集する。

同 . 7 月 補助金制度案の要綱案を完成する。

同 . 9 月～令和 9 年度事業・予算要求、承認受け

R 9. 4 月～令和 9 年度補助金交付開始

同 . 4 月～広報しもつま、HP 等で補助金制度を周知

災害時地域内井戸の共有に関する協定書（一例）

〇〇自治区（以下「甲」という。）と井戸保有者 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における生活用水の確保について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震・風水害その他の災害により上水道の供給が停止した場合に、乙が保有する井戸の水（以下「井戸水」という。）を甲の区域内の住民が生活用水として使用できるよう、相互に協力することを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は、災害時において、別紙「井戸水使用ルール」に定める条件のもと、甲の区域内の住民に対し、乙が保有する井戸水の使用を許可するものとする。

（使用の開始及び終了）

第 3 条 井戸水の使用は、甲が乙に対して使用開始を要請し乙がこれを了承した時点から開始し、上水道の供給が再開された時点、又は甲乙いずれかが終了を申し出た時点で終了するものとする。

（費用負担）

第 4 条 井戸水の使用に伴う電気代等の費用については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。なお、乙に過大な負担が生じないよう甲は配慮するものとする。

（免責）

第 5 条 乙は、別紙「井戸水使用ルール」に定める衛生管理上の注意事項を住民に周知した上で井戸水を提供するものとし、住民が井戸水使用ルールを遵守しなかったことにより生じた損害については、乙はその責を負わないものとする。

（協定の有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、同一条件で自動更新するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 〇〇自治区 自治区長

印

乙 住 所

氏 名

印

井戸水使用ルール（一例）

1 使用目的の限定

- (1) 井戸水は、生活用水（トイレ・清掃・洗濯等）としての使用を原則とする。
- (2) 飲料水・調理用水としての使用は原則禁止とする。

2 衛生管理

(1) 使用開始前の確認

- ア 自主防災会長又は自治区長は、使用開始前に井戸及びポンプの外観に異常がないことを確認する。
- イ 浸水被害等により井戸が汚染されている可能性がある場合は、使用を停止し、その旨について筑西保健所と相談し、指導を受ける。
- ウ 可能な場合は、簡易水質検査キットによる確認を行う。

(2) 使用中の衛生管理

- ア 汲み取りに使用するバケツ・容器は各家庭が持参し、共用しない。
- イ 井戸周辺は清潔に保ち、汚物・ごみ等を持ち込まない。
- ウ 使用後は手洗いを徹底する。石鹸が使用できない場合はアルコール消毒液で代用する。

3 使用量・使用方法

- (1) 1世帯あたりの1日の使用量の目安は、生活用水として1人あたり約〇リットルを基本とし、自主防災会長又は自治区長が状況に応じて調整する。
- (2) 汲み取りは一度に大量に行わず、必要量を小分けにして取水する。
- (3) 電動ポンプが使用できない場合に備え、自主防災会・自治区等が保有する手動ポンプ・バケツ等の資機材を活用する。

4 使用時間帯

- (1) 使用時間は原則として〇時から〇時までとする。
- (2) 夜間の使用は、乙（井戸保有者）の安全確保及び休息に配慮し、緊急の場合を除き行わない。
- (3) 時間帯・曜日等の詳細は、乙と甲が協議の上、別途定めることができる。

5 混雑防止・秩序維持

- (1) 汲み取りの際は、自主防災会員又は自治区員が現場に立ち会い、秩序ある使用を促す。
- (2) 住民は自主防災会長又は自治区長の指示に従い、順番を守って使用する。
- (3) 乙（井戸保有者）の私有地・建物等が無断で使用・立ち入りしない。

6 異常時の対応

- (1) 水質・臭気・色等に異常を感じた場合は、直ちに使用を中止し、自主防災会長又は自治区長に報告する。
- (2) 報告を受けた自主防災会長又は自治区長は、その旨を井戸付近に掲示するとともに、地区内に周知する。

7 平時の管理・確認

- (1) 年1回以上、自主防災会・自治区の活動として井戸の状態確認（外観・ポンプ動作・水質等）を実施する。
- (2) 確認結果は記録し、自主防災会長又は自治区長及び市（消防防災課）に報告する。